

令和4年1月27日

四日市市上下水道局
指定給水装置工事事業者 様

四日市市上下水道局
お客様センター所長 西山 忍

給水装置工事の施工について（通知）

平素は、本市水道事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、給水装置工事の基本的な施工部分について、確認のために通知します。一つめはφ20、25の取り出しで、道路側溝等がある場合、その内寸が60cm以上あれば、甲止水栓を道路側に設置しなければなりません。幅だけでなく深さも60cm以上あれば設置する必要があります。また、自由勾配側溝等である場合、躯体が同程度あれば、底打ちして内寸がなくても設置する必要があります。

二つめは、配水管からの分水において、既設の分水がある場合の離隔ですが、最低離隔30cmは、外側どおしの離隔であり、芯どおしの離隔ではありませんので注意してください。

三つめは、開発行為等で、配水管を敷設する際、分水を行うのは、水張を行い、水圧試験が合格してから行ってください。今一度ご確認をお願いします。

<事務担当>

四日市市上下水道局 管理部
お客様センター 給水審査係
電話 059-354-8363
FAX 059-354-8375